

## 2006年の海上の労働に関する条約の改正に伴う海賊行為による被害を受けた場合における措置に関するガイドライン

### I 背景

- 2006年の海上の労働に関する条約（以下「MLC条約」という。）の改正により、以下の項目が新たに追加された。
    - ①船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で拘束されている場合に、船員の雇用契約が継続すること。
    - ②船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で拘束されている場合に、賃金等が継続して支払われること。
- これを受け、「船員法施行規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第61号。以下、「改正省令」という。）」が公布されたところ。

### II ガイドラインの目的

- 雇入契約書に新設された記載事項や拘束された船員に支払うべき賃金等の範囲、船員法関連規定との整理等を明確に示すことにより、改正省令の適切な運用を図ることを目的とする。

### III 雇入契約書等に新設された記載事項

- 改正省令により、雇入契約（予備船員にあっては雇用契約。以下同じ。）の締結前の説明事項の内容に「海賊行為<sup>※1</sup>による被害を受けた場合における措置」が追加された。
  - ※1海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成25年法律第55号）第2条の規定による海賊行為をいう。
- これを受け、船舶所有者は雇入契約書に「海賊行為による被害を受けた場合における措置」欄を新設することとし、同欄に船員及び予備船員が海賊行為により船上又は船外で拘束された場合には、海賊から解放され適切に送還されるまで又は拘束中に死亡した日（失踪宣告を受け、死亡したとみなされた場合を含む。）までの間、雇入契約が継続すること及びこれら契約に基づく賃金その他の権利が継続することを記載する。

### IV 賃金の範囲

- 海賊に拘束中の船員に支払うべき賃金の範囲については、原則、労働協約の定め（予備船員のうち、船舶の遭難又は沈没のための特別休暇員相当が望ましい。）による。
- 賃金支払いを伴わない休職扱いとすることは認められない。
- 給料その他の報酬については、船員本人の請求がない限り、親族等に渡すことはできないが、船員が海賊被害に遭った場合には、同居の親族等へ

渡す旨の船員本人の請求があったものとみなす旨を労働協約に定めることは差し支えない。

## V 船員法関連規定の整理

### (1) 法第39条（沈没等に因る雇入契約の終了）

○ 本規定は、船舶が沈没・滅失したときや全く運航に堪えなくなったときに、雇入契約が終了する旨を定めたものであるが、本改正後は、海賊被害によりこれらの事象が生じた場合、雇入契約は継続することとなる。

### (2) 法第40条（雇入契約の解除）

○ 本規定は、船員の責に帰すべき事由により船舶所有者が雇入契約を解除することができる場合の事由を定めたものであるが、本改正後は、海賊被害によりこれらの事象を生じた場合、船舶所有者は雇入契約を解除することができない。ただし、VI(3)に該当するときは、この限りでない。

### (3) 法第44条の2（解雇制限）

○ 本規定は、船舶所有者に解雇制限が適用される場合の例外として、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合を定めているところ、船員が海賊被害に遭うことは、船舶所有者にとって生じうるリスクとして認識すべきものであり、予測不能な不可抗力的事由とはいえないことから、「やむを得ない事由」には該当しない。

## VI その他

### (1) 派遣船員について

○ 派遣船員については、派遣元事業主と雇用契約を締結し、派遣元事業主から賃金も支払われることから、派遣元事業主が「海賊行為による被害を受けた場合における措置」を講ずる責任を負う。

### (2) 便宜置籍船について

○ MLC条約においては、旗国主義を採用していることから、便宜置籍船（以下「FOC船」という。）については原則として船籍国の国内法により保護が図られることとなる。

○ なお、本邦船舶所有者からFOC船への配乗船員については派遣船員として扱われており、この場合には船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第92条により予備船員とみなされ、船員と派遣元事業主の間には「雇用契約」が存在することから、派遣元事業主が「海賊行為による被害を受けた場合における措置」を講ずる責任を負う。

### (3) 船員に故意過失があった場合

○ 自らの過失により海賊に拘束された船員についても、保護の対象とな

る。ただし、過失の度合いを踏まえ、船舶所有者が船員に支払う賃金の額を労働協約等に基づき合理的な範囲内で調整することは差し支えない。

- また、自らの故意・重過失<sup>※2</sup>により拘束された船員については保護の対象とはならない。

※2重過失に当たると考えられる例

海賊多発海域を迂回して航行するよう船舶所有者等から再三にわたり指示があったにもかかわらず、迂回することを煩わしく感じ、船員独自の判断で、当該海域を航行した結果、海賊に拘束された場合。

## Ⅶ 施行日

- 2020年12月26日